

金山町定期予防接種実施要領

(目的)

第1条 この要領は、予防接種法（昭和23年法律第68号）、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）、定期接種実施要領（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知別添）の規定に基づき、金山町が実施する定期の予防接種の円滑な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定期予防接種の対象者等)

第2条 金山町が実施する定期予防接種の対象者は、金山町に住所を有する者であって、政令第1条の3に定める者とし、表1のとおりとする。

表1 対象疾病及び対象者

対象疾病（予防接種）		対象者
5種混合 百日せき ジフテリア 破傷風 急性灰白髄炎 Hib感染症	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
4種混合 百日せき ジフテリア 破傷風 急性灰白髄炎	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
3種混合 百日せき ジフテリア 破傷風	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
2種混合 ジフテリア 破傷風	1回	11歳以上13歳未満の者
不活化ポリオ （急性灰白髄炎）	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
麻しん、風しん	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 ※1
	2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（保育所等の年長児） ※2
日本脳炎	1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者※3※4
	1期追加	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者※

		3※4
	2 期	9 歳以上 13 歳未満の者※4
BCG（結核）	1 回	生後 1 歳に至るまでの間にある者
Hib 感染症	初回	生後 2 月から、生後 60 月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月に至るまでの間にある者※5
	追加	生後 2 月から、生後 60 月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月に至るまでの間にある者※5
小児の肺炎球菌感染症	初回	生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者
	追加	生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者
子宮頸がん予防 （ヒトパピローマウイルス感染症）		12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性
		平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までの間に生まれた女性※6
水痘		生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者
B 型肝炎		1 歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症		生後 6 週 0 日後から生後 32 週 0 日までの間で、厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日※7 までの間にある者。ただし令和 2 年 8 月 1 日以後に生まれた者。
高齢者インフルエンザ		65 歳以上の者
		60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
高齢者新型コロナウイルス感染症		65 歳以上の者
		60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
高齢者の肺炎球菌感染症		65 歳の者※8
		60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

		働省令で定めるもの
带状疱疹		65 歳以上の者※9
		60 歳以上 65 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
風しん	5 期	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性であって、令和 6 年度末までに風しん抗体検査を受けて陰性の者※10

- ※1 令和 6 年度内に生後 24 月に達する、又は達した者であって MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者は、令和 9 年 3 月 31 日まで接種可能。
- ※2 令和 6 年度における第 2 期の対象者であって、MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者は、令和 9 年 3 月 31 日まで接種可能。
- ※3 平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日に生まれた者で、平成 22 年 3 月 31 日までに日本脳炎の第 1 期の予防接種が終了していない者については、9 歳以上 13 歳未満の者も対象とする。
- ※4 日本脳炎の特例として、平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者に限り、20 歳未満の者も対象とする。
- ※5 Hib 感染症に係る対象者の年齢の上限は、ワクチンの種類ごとに次のとおりとする。
- ア 乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用する場合 生後 60 月まで
- イ 5 種混合ワクチンを使用する場合 生後 90 月まで
- ※6 キャッチアップ接種期間終了後の経過措置として、キャッチアップ接種期間（令和 4 ～6 年度）に 1 回以上接種している者は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の期間も対象とする。
- ※7 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（以下、1 価という。）については、生後 6 週 0 日後から生後 24 週 0 日後までの間。
- 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（以下、5 価という。）については、生後 6 週 0 日後から生後 32 週 0 日後までの間。
- ※8 これまでに 23 価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチンを 1 回以上接種した者は、高齢者肺炎球菌ワクチンを定期予防接種として受けることはできない。
- ※9 対象者の経過措置として、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間については、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。また、これに加えて、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、令和 7 年 3 月 31 日において 100 歳以上の者も対象とする。
- ※10 MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者は、令和 9 年 3 月 31 日まで接種可能。ただし、令和 7 年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

同条第 2 項の表 2 を次のように改める。

表 2 接種回数及び接種間隔

対象疾病（予防接種）		接種回数	接種間隔
5 種混合 百日せき ジフテリア 破傷風 急性灰白髄炎 Hib 感染症	1 期初回	3 回	20 日以上の間隔をおく
	1 期追加	1 回	1 期初回の 3 回目終了後 6 月以上の間隔をおく
4 種混合 百日せき ジフテリア 破傷風 急性灰白髄炎 Hib 感染症	1 期初回	3 回	20 日以上の間隔をおく
	1 期追加	1 回	1 期初回の 3 回目終了後 6 月以上の間隔をおく
3 種混合 百日せき ジフテリア 破傷風	1 期初回	3 回	20 日以上の間隔をおく
	1 期追加	1 回	1 期初回の 3 回目終了後 6 月以上の間隔をおく
2 種混合 ジフテリア 破傷風	1 回	1 回	—
不活化ポリオ （急性灰白髄炎）	1 期初回	3 回	20 日以上の間隔をおく
	1 期追加	1 回	1 期初回の 3 回目終了後 6 月以上の間隔をおく
麻しん、風しん	1 期	1 回	—
	2 期	1 回	—
日本脳炎	1 期初回	2 回	6 日以上の間隔をおく
	1 期追加	1 回	1 期初回の 2 回目終了後 6 月以上の間隔をおく
	2 期	1 回	—
B C G（結核）	1 回	1 回	—
Hib 感染症	初回	3 回	生後 12 月に至るまでの間に 27 日（医師が必要と認めた場合は 20 日）以上の間隔をおく
	追加	1 回	初回の 3 回目終了後 7 月以上の間隔をおいて 1 回 ＊ただし、初回接種を終了せずに生後 12 月を超えた場合は、初回接種の最後の注射終了後 27 日（医師が必要と認めるときは 20 日）以上の間隔をおく

小児の肺炎球菌感染症	初回	3 回	生後 24 月に至るまでの間に 27 日以上の間隔をおく *ただし、生後 12 月を超えて第 2 回目の注射を行った場合は、第 3 回目の接種は行わない
	追加	1 回	初回の 3 回目終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって生後 12 月に至った日以降において 1 回行う
子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス感染症)		3 回※1	①組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (サーバリックス®) を接種する場合 2 回目:1 回目の接種から 1 月以上の間隔をおく 3 回目:1 回目の接種から 6 月以上の間隔をおく
			②組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (ガーダシル®) を接種する場合 2 回目:1 回目の接種から 2 月以上の間隔をおく 3 回目:1 回目の接種から 6 月以上の間隔をおく
			③組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (シルガード®) を接種する場合 2 回目:1 回目の接種から 2 月以上の間隔をおく 3 回目:1 回目の接種から 6 月以上の間隔をおく
水痘		2 回	3 月以上の間隔をおく
B 型肝炎		3 回	2 回目:1 回目の接種から 27 日以上の間隔をおく 3 回目:1 回目の接種から 139 日以上の間隔をおく

ロタウイルス感染症	1 価	2 回	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (ロタリックス®) を接種する場合 27 日以上の間隔をおく * 生後 24 週までには接種を完了する
	5 価	3 回	5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (ロタテック®) を接種する場合 27 日 以上の間隔をおく * 生後 32 週までには接種を完了する
高齢者インフルエンザ		1 回 (毎年度)	—
高齢者新型コロナウイルス感染症		1 回 (毎年度)	—
高齢者の肺炎球菌感染症		1 回	—
带状疱疹 乾燥弱毒性水痘ワクチン		1 回	—
带状疱疹 乾燥組換え带状疱疹ワクチン		2 回	1 回目の接種から 2 月以上の間隔をおく※2
風しん	5 期	1 回	—

※1 接種回数を決定するに当たっては、次のとおり。

- (1) 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」(平成 22 年 11 月 26 日付け厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知) に基づき過去に一部接種した回数や、任意接種として過去に一部接種した回数については、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなす。
- (2) 海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなす。
- (3) 過去に 1 回又は 2 回のワクチン接種歴があり、長期にわたり接種を中断していた者については、接種間隔にかかわらず、接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種(2、3 回目又は 3 回目)を行う。
- (4) 第 1 回目の接種時に 12 歳となる年度の属する初日から 15 歳に至るまでの間にある者に対して、組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(シルガード®)の注射を行う場合には、次の方法によることを可能とする。
・組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(シルガード®)を 5 月以上の間隔において 2 回筋肉内に注射するものとし、接種量は毎回 0.5 ミリリットルとする方法。

※2 疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対し、1 月以上の間隔において接種しても差し支えない。

(町民への周知)

第3条 政令第5条の規定による公告を行うとともに、対象者に個別に通知を行うほか、広報誌等により広く町民に周知する。

(実施場所)

第4条 定期予防接種を実施する場所は、金山町と契約した医療機関（以下「契約医療機関」という。）とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、契約医療機関以外の医療機関や施設等で接種を行うこととする。

(実施方法)

第5条 定期予防接種は、予防接種法、政令、施行規則、実施規則、定期接種実施要領、関係通知等に基づいて実施するほか、以下の事項を遵守することとする。

- (1) 保護者の同伴がない者への予防接種の実施は、原則行わないこととする。ただし、委任状の記載があれば、被接種者の健康状態を普段から熟知する親族等（祖父母等）の同伴でも実施できるものとする。
- (2) 以下の者について、あらかじめ接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする（いずれも13歳以上16歳未満の者に接種する場合に限る。）。満16歳以上の者は予防接種を受けるかどうかについて自ら判断できることから保護者の同意は必要無い。保護者の意向を確認し接種を実施することはできるが、必ず本人の同意を得る。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の自署が記載されていた場合であっても、本人が接種を受けることを同意していることについて明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は不要。

ア 政令第1条の3第2項の規定による対象者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に登録されている者で、接種対象年齢であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど特別の事情があったことにより、やむを得ず定期の予防接種が受けられなかった者）に対して行う予防接種。

イ 政令附則第2項による日本脳炎の定期接種（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者（以下「特例対象者」という。）であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていないもの（接種を全く受けていない者を除く。）に係る残りの日本脳炎）。

ウ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（キャッチアップ接種を含む。）。

3 前項の規定にかかわらず、契約医療機関が保護者の同伴が必要と認める場合は、これを妨げない。

(副反応等の報告)

第6条 予防接種終了後の副反応報告については、契約医療機関が「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日健発0330第3号薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を参照の上、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告すること。

2 契約医療機関は、予防接種の実施において間違いがあった場合、速やかに定期予防接種実施要領第1の22(1)に沿った内容を金山町に報告すること。

3 契約医療機関は、コッホ現象を診断した場合は、コッホ現象事例報告書（定期接種実施要領による様式）を用い直ちに金山町に報告すること。

(費用負担)

第7条 定期予防接種の費用は、契約医療機関と締結した委託契約に基づくものとする。

2 対象者がやむを得ない事由により契約医療機関以外において定期予防接種を受けた場合、当該予防接種を受けた対象者の保護者又は本人（当該対象者が18歳以上又は既婚者の場合に限る。）は、当該医療機関に支払った予防接種の費用を予防接種費用請求書により金山町に請求することができる。ただし、その費用は、金山町が契約医療機関と締結した委託契約を勘案して金山町が定める額を上限とする。

(予診票等の交付)

第8条 金山町は、転入又は紛失等の理由により、対象者から交付申請があれば、予診票又は予防接種券を随時交付する。

(接種の実施による健康被害救済制度)

第9条 金山町は、予防接種の実施により健康被害を受けたと思われる者から、救済措置の請求があった場合には、金山町予防接種健康被害調査委員会設置要綱（令和4年金山町訓令第25号）に基づいて金山町予防接種健康被害調査委員会を開催し、当該健康被害に伴う認定等に必要の手続きを行う。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 金山町予防接種（個別接種）実施要領（平成27年金山町訓令第8号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。